2022 1月号

東海日中貿易センター
TOKAI JAPAN-CHINA TRADE CENTER

≪年頭のご挨拶≫

国交正常化50周年 新時代を迎える日中関係

一般社団法人東海日中貿易センター 会長 嶋尾 正

会員の皆様には、ご健勝にて新たな年をお迎えのこと、お慶び申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、日中間の人的往来・交流は大きな影響を受け、早や2年が経過しました。

今年は日中国交正常化50周年を迎える記念すべき年であり、この2年間で低迷した日中両国間の人的交流・経済交流を半世紀にわたり積み重ねてきた土台を基礎として、更なる強固な土台固めをする一年となるよう取り組んで参りたいと存じます。

また、当センターの長年にわたるカウンターパートナーであります中国国際貿易促進委員会は今年設立70周年を迎えられます。紙面をお借りして心からお祝い申し上げます。

今年、当地域では、岐阜県岐阜市と浙江省杭州市が「日中不再戦碑文」を交換して60周年、愛知県豊橋市と江蘇省南通市の友好都市提携35周年、静岡県と浙江省の友好都市提携40周年など複数の地域で周年イベントが計画され、交流促進と相互理解を深めるべく積極的に準備が進められている事と存じます。

コロナ禍にあり、中止・延期の不安要素はありますが、当センターとしましても微力ながら協力して参りたいと思っております。

さて、中国は北京冬季五輪(2月4～20日)・パラリンピック(3月4～13日)の開幕を控え、新型コロナの感染対策の徹底が図られているところですが、今年は次期指導部が第20回党大会で内定する見込みであり、大いに注目を集める一年であります。

また、中国では昨年から第14次5カ年計画が始動しており、中国は2035年までに中程度の先進国へ、建国100周年となる2049年までに「社会主義現代国家」になるという目標を掲げております。

目標達成には、カーボンニュートラル、PM2.5など環境問題、米中貿易摩擦、中国製造2025など解決を要する課題は多いが、新型コロナウイルス感染拡大の余波や中国を取り巻く国際環境をどのようにして乗り切るかが鍵となると思われ、中国の動向を注視して参りたいと存じます。

新型コロナウイルスは、多くの変異株が派生し、まだまだ収束の目途が立っていませんが、withコロナ、そしてアフターコロナの時代に対応すべく、人的交流、経済交流の歩みを進め、中国各省、市、自治区、開発区などとの地域連携を一層強化し、会員サービス、情報提供の改善に努め、会員各社の対中ビジネスのサポートを通じて、日中間の民間交流を活性化させる転機の年にしたいと存じます。

最後になりますが、2022年の「寅年」が会員の皆様にとって、益々飛躍される年になりますことを心よりお祈りし、私の年頭のご挨拶とさて頂きます。

目　次

≪年頭のご挨拶≫国交正常化50周年 新時代を迎える日中関係 …… 1
新年ご挨拶 …… 2
中央経済工作会議が開催 …… 3
北京証券取引所が取引開始 …… 3
2020年の平均賃金 コロナ禍も上昇 …… 4
中国の電力問題(続報) …… 6
中国実務セミナー 中国子会社監査の留意点 …… 7
部会セミナー 中国環境規制の現状と動向 …… 8
交流記録 …… 9
1月以降の行事案内 …… 9
寄稿 判例考察の見地から中国法の解説(1) …… 10
滄州デスクNEWS …… 15
蕭山デスクNEWS …… 15
常州デスクNEWS …… 16
揚州デスクNEWS …… 16
常熟デスクNEWS …… 17
江門デスクNEWS …… 17
中国経済データ …… 18
中国短信 …… 22

新年ご挨拶

中華人民共和国駐名古屋総領事館　総領事　劉　暁軍

新年明けましておめでとうございます。中国駐名古屋総領事館を代表して、皆様に新春のご挨拶を申し上げます。

現在、世界は新たな激動の変革期に入っています。中日両国および両国関係を取り巻く国際環境は大きく変化していますが、中日関係の互恵ウィンウィンという本質は変わっていません。今年は中日国交正常化50周年という重要な節目を迎えようとしています。昨年10月、日本新内閣の就任直後、両国指導者は重要な電話会談を行い、新時代の要請にかなった中日関係を築くことに一致し、中日関係の更なる発展に目標と方向を示しました。

2021年は中国共産党創立100周年にあたります。11月、第19期中央委員会第6回全体会議で「党の百年奮闘の重要な成果と歴史的経験に関する中共中央の決議」が採択されました。この決議は党の百年の歴史を総括し、よりよい未来を切り開く特別な意義を持っています。これからも、中国共産党は社会主義現代化国家の建設という二つ目の百年目標に向けて邁進し、常に人類の前途と運命に関心を払い、歴史的に正しい側に立ち、人類進歩の側に立ちます。

2021年は中国が世界貿易機関（WTO）に加盟してから20年を迎えました。この20年間、中国は改革開放を全面的に深化させ、経済の飛躍的な成長を遂げたとともに、世界と発展のチャンスを分かち合ってきました。中国の関税率は15.3%から7.4%へ引き下げ、貨物貿易は世界6位から1位となり、外資利用は発展途上国の首位をキープし続け、海外直接投資は世界26位から1位に上昇しました。さらに、中国の経済規模は世界6位から2位に伸び、世界経済への寄与度は30%超となっています。

百年に一度の世界情勢変動とパンデミックが重なる時代において、国際社会は連携して地球規模の挑戦に対応することが唯一の正しい選択です。中日両国は各分野の利益が絡み合い、経済貿易協力が一貫して両国関係の重要な支えであります。過去一年、双方共同の努力によって、中日両国の貿易額は様々な試練に耐え、1−11月の前年同期比で20%ほど伸び、強靱性を示しています。今月、地域包括的経済連携（RCEP）協定が正式発効し、中日両国は初めて二国間の関税譲許の取り決めを結ぶことになります。

新しい一年に、中日両国は国交正常化50周年、北京冬季五輪・パラリンピック大会、中日文化スポーツ交流促進年を契機とし、両国首脳の重要な共通認識を貫き、経済政策の疎通を強化し、グリーン・イノベーション、デジタル経済、第三国市場等の分野で協力を積極的に拡大し、グローバルな産業チェーン・サプライチェーンと公正で開放的な貿易・投資環境を共同で維持し、多国間自由貿易体制を守り、地域と世界経済の回復と発展に寄与すべきだと思います。

東海日中貿易センター様におかれましては、引き続き地元企業の中国投資、商務活動への架け橋の役割を果たし、中日経済貿易協力と民間友好交流の更なる拡大に積極的に貢献していただけますようお願い申し上げます。

最後になりますが、貴センターのますますのご活躍とご発展、会員の皆様のご健勝とご多幸を祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

中央経済工作会議が開催

12月8日から10日にかけて中央経済工作会議が北京にて開催された。会議では、習近平国家主席が2021年の経済運営を総括し、2022年の経済運営について指示した。

2022年の経済運営では「安定」をキーワードに、7つの政策方針が示された。

①マクロ政策…安定的・効果的なものとする
②ミクロ政策…企業を引き続き活性化させる
③構造政策…国民経済の循環に力点を置く
④科学技術政策…着実に推進
⑤改革開放政策…成長エンジンを活性化する
⑥地域政策…成長バランス・協調性を強化する
⑦社会政策…最低限の国民生活を守る

また、次の点について見解が示された。

①共同富裕
全国民で「パイ」（市場）を拡大し、享受できるようにする。

②資本統制
資本の役割を発揮させると同時に、「信号」を設置し、法に基づく監督を強化し、資本が野放しに拡大することを防止する。

③一次産品の供給保障
節約を最優先とする。国内資源の確保を強化。廃棄物のリサイクル利用の推進。農業の生産能力を拡大。

④重大リスクの防止・低減
地方政府、金融監督当局、業界団体がそれぞれ責任を全うし、企業が自力で責任を全うできるようにする。

⑤カーボンピークアウト・カーボンニュートラル
再生可能エネルギーの新規増加分をエネルギー消費の総量規制から除外。

北京証券取引所が取引開始

11月15日、北京証券取引所（中国語：北京証券交易所）の除幕式と開業式が行われ、取引を開始した。

中国本土では、上海証券取引所（1990年開業）、深圳証券取引所（1991年開業）に次いで、3ヵ所目となる。

設立の経緯

北京証券取引所を運営する北京証券取引所有限責任公司が、9月3日に国務院の承認を得て設立され、徐明氏が董事長に就任した。

前日の2日夜に習近平国家主席が、「中国国際サービス貿易交易会」の開幕にあわせたテレビ形式での演説の中で、北京証券取引所の設立を発表し、9月10日に、同取引所の公式サイトの試験運用を開始。11月15日に、取引開始に至るというハイスピードに同取引所にかかる期待の大きさが表れている。

同取引所の銘柄は「新三板」が基盤となり、上海・深圳の両取引所との差別化を図るとしている。第1弾となる81社はいずれもスタートアップ企業で構成されている。

「新三板」は、ベンチャー企業を対象とした中国の店頭市場のことで、中国政府は、ベンチャー企業の育成やイノベーションを奨励しており、中国国内の投資家だけでなく、海外の投資家も大いに注目する市場となっている。

2020年の平均賃金　コロナ禍も上昇

中国国家統計局がこのほど発刊した「中国統計年鑑2021」により、2020年の平均賃金（年収ベース、以下同）がわかった。

【中国の平均賃金の推移】

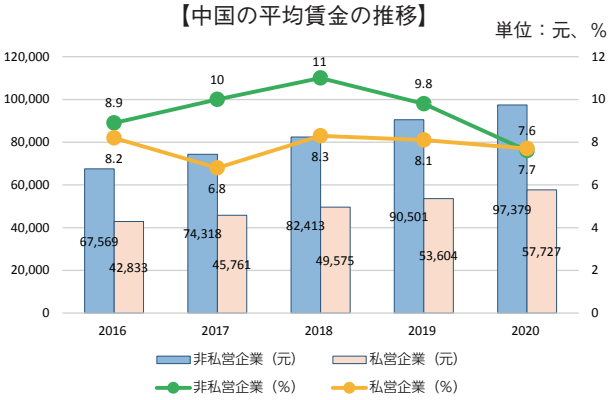

国有企業や外資企業などを含む非私営企業（以下、非私営）における平均賃金は前年比7.6％増（名目ベース）の9万7,379元と賃金が上昇したものの、伸び幅は前年より2.2ポイント縮小となった。

一方、私営企業（以下、私営）における平均賃金は前年比7.7％増の5万7,727元と伸び幅は前年より0.4ポイント縮小した。また、伸び率では5年ぶりに私営が非私営を上回った。

業種別

非私営の業種別で、平均賃金が最も高かったトップ3は、「情報処理・ソフトウェア・ITサービス業」の17万7,544元で、次いで「科学研究・技術サービス業」の13万9,851元、「金融業」の13万3,390元となった。

過去10年の推移では、16年に「情報処理・ソフトウェア・ITサービス業」が「金融業」を抜いてトップとなって以降も2桁増を続け、5年連続で首位となっている。一方、「金融業」は伸率が鈍化傾向で、2019年には「科学研究・技術サービス」にも抜かれ、2020年は業種別で最も低い伸び率となった。

私営の業種別で、平均賃金が最も高かったトップ3は「情報処理・ソフトウェア・ITサービス業」の10万1,281元で、次いで「金融業」の8万2,930元、「科学研究・技術サービス業」の7万2,233元となった。

【非私営企業トップ3業種の推移】

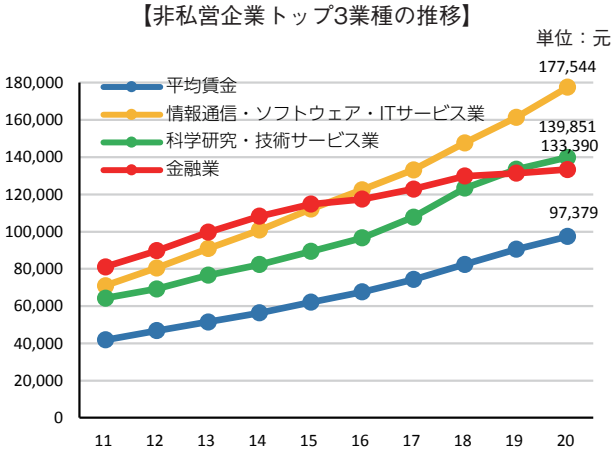

過去10年の推移では、「情報処理・ソフトウェア・ITサービス業」の首位は変わらず、「金融業」は2018年に「科学研究・技術サービス」を抜いて2位となった。4位の「衛生・ソーシャルワーク」は60,689元、その他の業種は5万元以下に留まり、トップ3との格差が浮き彫りとなった。

【私営企業トップ3業種の推移】

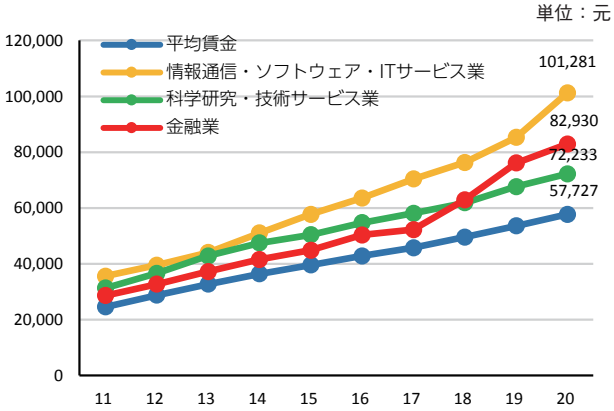

IT関連分野の平均賃金が非私営・私営ともに急増し続ける背景には、インターネットの急速な発展や、製造業のデジタル化・スマート化の進展に伴い、社運を握るIT人材（エンジニアなど）への求人ニーズが旺盛であるためとされる。特に即戦力となり得るハイスキル人材の確保には破格の賃金設定が求められ、当該分野の異常な賃金高騰に繋がっている。

地域別

非私営の地域別・金額トップ5は、北京の178,178

元が首位となり、次いで上海の171,884元、チベットの121,005元、天津の114,682元、浙江の108,645元が続いた。

伸び率では、首位が寧夏の16.1％増となり、次いで上海の15.1％増、青海の11.5％増、広東の9.3％増、浙江、遼寧、黒龍江の9.0％が続いた。

非私営の業種別でトップの「情報処理・ソフトウェア・ITサービス業」において、地域別では上海が最も高い270,619元で、次いで北京の259,729元、浙江の235,430元と当該産業が盛んなエリアで更に破格の賃金設定となった。

地域別平均賃金ランキング

＜非私営企業＞

省（市区）	平均賃金（元）	伸率（%）
北京	178,178	6.8
上海	171,884	15.1
チベット	121,005	2.4
天津	114,682	6.2
浙江	108,645	9.0
広東	108,045	9.3
江蘇	103,621	7.3
青海	101,401	11.5
寧夏	97,438	16.1
重慶	93,816	8.4
雲南	93,133	7.6
貴州	89,228	7.1
四川	88,559	6.2
福建	88,149	7.7
山東	87,749	7.7
海南	86,609	5.3
新疆	86,343	8.7
安徽	85,854	8.6
内蒙古	85,310	5.9
湖北	85,052	7.2
陝西	83,520	6.6
広西	82,751	8.2
甘粛	79,730	8.3
遼寧	79,472	9.0
湖南	79,122	6.5
江西	78,182	6.0
吉林	77,995	5.7
河北	77,323	6.0
山西	74,739	7.5
黒龍江	74,554	9.0
河南	70,239	4.4

＜私営企業＞

省（市区）	平均賃金（元）	伸率（%）
北京	90,603	6.3
上海	80,134	24.8
広東	67,302	7.6
江蘇	63,830	9.4
浙江	60,521	7.3
チベット	60,360	---
天津	59,862	▲7.3
福建	58,631	5.7
重慶	55,678	18.9
山東	55,542	3.9
四川	53,338	13.5
新疆	52,590	14.7
安徽	52,582	8.5
海南	51,388	▲3.8
湖南	51,157	21.8
寧夏	49,928	13.8
江西	48,864	5.4
湖北	48,295	10.9
陝西	47,724	9.8
内蒙古	47,566	9.4
貴州	47,381	▲13.6
河南	46,733	8.2
青海	46,309	16.6
遼寧	46,011	10.0
雲南	45,897	▲2.0
広西	45,238	5.3
河北	44,942	▲21.3
甘粛	43,771	▲3.9
山西	42,905	14.4
吉林	42,119	11.9
黒龍江	38,685	5.5

私営の地域別・金額トップ5は、北京の90,603元が首位、次いで上海の80,134元、広東の67,302元、江蘇の63,830元、浙江の60,521元の順となった。

伸び率では、首位が上海の24.8％増となり、次いで湖南の21.8％増、青海の16.6％増、新疆の14.7％増、山西の14.4％増が続いた。私営では11省が2桁増となった。

私営の業種別でトップの「情報処理・ソフトウェア・ITサービス業」において、地域別では北京が最も高い156,044元で、次いで上海の149,256元、広東の125,143元ととなった。

まとめ

今回の平均賃金とは、税引前の年収を示したものであり、実際の手取額は更に少なくなる。またここで示す平均賃金は、基本的に一般的水準より高くなる傾向があり、実際は大多数の従業員の賃金が平均賃金を下回っているということにも留意しておきたい。

2020年の平均賃金は、前年比伸び率で非私営は1984年以来の低さ、私営では2009年以来2番目の低さとなったものの、前年比ではプラスを維持することとなった。

コロナ禍で失業率は一時6％台に乗るなど、企業が苦しい経営を強いられる中でも平均賃金が前年比でプラスになったということは、特筆すべきなのかもしれない。

2021年は経済の回復に伴い、20省が最低賃金の引き上げを発表した。最低賃金と平均賃金は連動しているため、平均賃金の伸率は再拡大する見通しとなっている。同時にこの2つの要素は、従業員の賃金管理をする企業にとって非常に重要な指標となり、企業における賃金の引き上げ以外にも、残業手当の最低単価や休暇期間中の賃金、傷病休暇期間中の賃金、更には経済補償金や社会保険料に至るまで影響を及ぼすため、人件費管理の再度見直しも必要となる。

中国の電力問題（続報）

中国では9月中旬以降、広域で深刻な電力不足が発生した。その後、政府は石炭輸入の増加、閉鎖していた炭鉱を再開し増産を呼びかけるなどの対策を実施してきた。会報11月号で取り上げた中国の電力問題のその後をお伝えする。

発電量と使用量の推移

今年に入り発電量と電力使用量の伸率は共に前年を上回っているが、常に電力使用量の伸率が発電量の伸率を上回っている。直近の11月は、発電量が前年同月比0.2％増（前月比2.8ポイント減）、使用量が同3.1％増（前月比3.0ポイント減）と、10月から引き続き使用量が発電量を3ポイント前後上回った。

発電量と電力消費量の月別伸率（%）

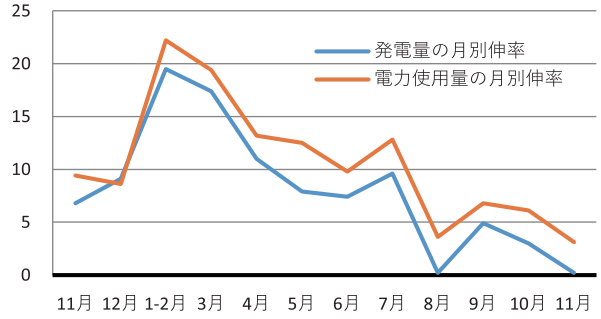

出所：国家統計局、国家能源局

石炭生産量の推移

石炭の生産量は政府が増産を呼びかけたことで、10月、11月は前年同月比4％を超える伸率となった。

石炭生産量の伸率推移（%）

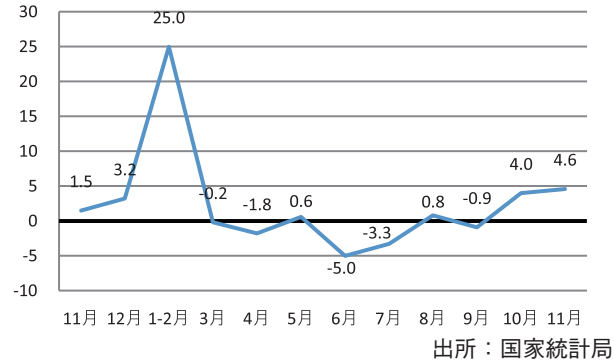

出所：国家統計局

石炭輸入の推移

石炭輸入は直近3か月で大幅に増加。9月は数量3,288万ﾄﾝ（前年同月比76.4％増）、金額39.1億ﾄﾞﾙ（同230.6％増）、10月は数量2,694万ﾄﾝ（同98.7％増）、金額36.1億ﾄﾞﾙ（同297％増）であった。11月は数量3,505万ﾄﾝ（同298.1％増）と20年以降、3番目に多い輸入量を記録した。

石炭輸入の推移

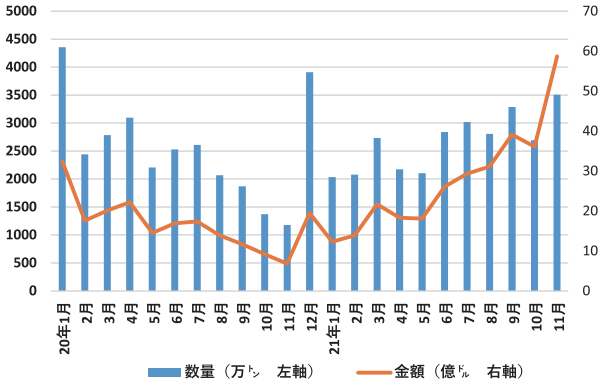

出所：国家統計局

電力消費量の多い製品の生産

電力を大量に消費する粗鋼、セメント等の素材産業は、電力不足による工場の稼働制限を大きく受け、ここ数か月の落ち込みが顕著となっている。

電力消費量の多い製品の生産量月別伸率（%）

	8月	9月	10月	11月	1-11月
セメント	▲5.2	▲13.0	▲17.1	▲18.6	▲0.2
銑鉄	▲11.1	▲16.1	▲19.4	▲16.6	▲4.2
粗鋼	▲13.2	▲21.2	▲23.3	▲22.0	▲2.6
鋼材	▲10.1	▲14.8	▲14.9	▲14.7	1.0
コークス	▲5.0	▲9.6	▲11.3	▲17.4	▲1.6

おわりに

10月、11月の統計からは石炭の国内生産や輸入が増加に転じていることが見て取れるが、発電量は使用量に追いついておらず、電力不足の解消まではもう少し月日を要することが明らかになった。

中国北部では冬場の暖房の熱源に石炭が使用されている。そのため石炭生産・輸入の増加分が火力発電に全て回っていないことも問題の長期化につながっているようだ。

一部の地域からは電力不足が緩和に転じているとの情報も入ってきているが、統計結果を見る限り、素材産業の生産を制限することで電力を捻出しているような構図が見て取れる。

電力需要の拡大も懸念される。例えばEVは1－11月の累計販売台数が前年同期の1.7倍（299万台）と好調で、このペースで普及が進めば電力需給の更なる逼迫が予想される。

当面は電力問題を注視していく必要がありそうだ。

中国実務セミナー

中国子会社監査の留意点
～親会社が注意すべきポイントをプロが解説～

12月8日、前田勝己公認会計士・税理士事務所の前田勝己公認会計士を講師に招き、標記セミナーをオンラインで開催した。

講師は冒頭、現在はコロナ禍で渡航が制限されており、日本からリモート監査をしなければいけない状況が常態化しているとし、講師がリモート監査をする上で気を付けているところを紹介すると述べた。講師は最初に図を用いて中国子会社監査の全体像を説明し、企業の内部監査には財務諸表に不正や誤謬がないかを確認する「会計監査」と業務の有効性、効率性をチェックする「業務監査」の2種類があり、「業務監査」には「職務執行監査(監査役が行う董事など経営者層のチェック)」と「内部統制監査(各種業務の業務プロセスやマニュアルなどをチェックし、適正に業務が行われているかをチェックする)」があると説明した。

実際のリモート監査において留意すべき点について講師は、リモート監査は実地での監査と比較し、資料の取り寄せが頻繁になる等非効率であるため、監査対象を縮小せざるを得ないと説明した。例えとして従来1年で3拠点を見ていたところは2拠点にせざるを得ず、リスクの高い拠点に絞った集中的な監査が効果的であると解説した。また有効な監査方法として会計データへのアクセス権の一時的付与、データ分析ソフトを用いた怪しい仕訳の検出等を基に該当者にヒアリングすることを紹介した。

次に実際に中国子会社が来年作成することになる21年の財務諸表及び監査報告書の日本語訳文を基に各項目で留意すべき点について解説し、冒頭の監査報告書の監査意見では「適正」、「不適正」、「意見不表明(会計帳簿やデータが紛失や焼失した場合で、適正か不適正か判断できない)」、「限定意見(適正だが一部分については判断できない)」の4つのパターンが存在すると解説した。講師の経験上、全体の95%が「適正」、5%が「限定意見」で、「不適正」と「意見不表明」は見たことがないと紹介した。次に貸借対照表では、会社の会計データの数値と監査人が作成した財務諸表の数値が一致していない場合も見受けられるので、必ず確認すべきポイントとして挙げた。損益計算書では、売上増減、営業利益、利益総額の変動は妥当な範囲か確認すべきとした。キャッシュフロー計算書では、大規模な会社でも売掛金などの要素で単年の営業キャッシュフローはプラスになったりマイナスになったりするため、当年の数値だけで評価するのではなく、2～4期で比較することが肝要と説明した。財務諸表注記では、各項目でポイントが述べられ、今年1月1日からすべての企業に適用される新たな収益認識基準とリースの会計基準について解説があった。新たな収益認識基準は、アフターサービスを行っている企業などに影響が大きく、例えば3年保証で3万元を売り上げとした場合、従来基準であれば初年度に3万元を計上するが、新収益基準では、1年あたりの保証金額を算出し、計上することになると解説した。

次に内部統制上の不正、誤謬事例については、講師や講師の同僚が実際に過去に経験した事例を挙げ解説があった。売掛金の回収条件における事例では、設備販売において、契約時30%、検収時60%、検収後1年後に10%という支払い条件になっていたところ、経理担当者が変更になったため、残額の10%の回収に当たっての引継ぎができておらず、多額の回収不能債権が発生した事例を紹介した。

最後に講師からは、国家税務総局が製作中の新たな税収情報管理システム「金税工程四期」について説明があり、今後は納税情報が金融機関、税関のデータと連動して管理され、AI、ビッグデータを駆使し、納税者の怪しい動きに対してフラグが立ち、税務調査が来るようになると紹介があった。ライブ配信は50名が受講した。

部会セミナー

中国環境規制の現状と動向

12月8～12日、中国投資企業部会主催で、日中環境協力支援センター㈲の大野木昇司取締役社長を講師に招き、録画視聴形式による標記セミナーを開催した。

冒頭、中国進出日系企業における経営上の問題点に「環境規制の厳格化」を挙げる日系企業の割合が2016年以降ほぼ一貫して増加し、常時首位の「従業員の賃金上昇」に迫る勢いであることをデータで示し、中国環境規制の影響力が拡大の一途をたどっていると紹介がされた。

次に中国の環境規制の傾向について、一般に中国環境規制といえば厳格化の方向ばかりが注目されるが、厳格化されているのは主に排出規制、法令順守、処罰取締りの分野で、「放管服（行政権限の簡素化と下方移譲、監督管理の強化、行政サービスの改善を意味する中国語の略称）」によって許認可など手続きの規制についてはむしろ緩和されており、厳格化と簡素化の動きが混在していると述べられた。

続いて、中国が掲げるカーボンニュートラル（CO_2排出実質ゼロ）について解説がされた。中国では、2030年のCO_2排出量ピークアウト・2060年のカーボンニュートラルの実現に向けた関連政策である「1＋N政策」の整備が進められており、「1」にあたるのが、中国共産党中央委員会が定めた意見（方案）で、「N」は「1」を具体化した下位政策であるとし、関連方案の整理から目標数値、GHG（温室効果ガス）ピークアウト十大行動、低炭素取引制度などについて解説がされた。またカーボンニュートラル政策で企業が注意する点として、各規制について自社が「強制措置」の対象に該当するのか否かを明確化することなどが挙げられた。

環境管理制度の解説では、大気、排水、廃棄物、土壌、騒音・振動などの各環境要素に対する共通制度として、環境アセスメント（環境影響評価）、排出許可証、環境保護税、排出基準、モニタリング、処罰、クリーナープロダクション（清潔生産）審査制度、企業環境信用評価制度、環境責任保険制度、環境事故緊急対応制度などの紹介がされ、うち基本となる環境アセスメント、排出許可証、環境保護税の3点を更に掘り下げて解説がされた。環境アセスメントでは、制度の概要や実施のタイミング、三同時制度（環境設備を主体設備と同時に設計・建設・稼働開始するよう義務付ける制度）、注意点などについて述べ、放管服改革による環境アセスメントの変化についても触れた。排出許可証では、排出許可（登記）が環境アセスメントと並ぶ最も重要な環境管理制度で、且つ重い処罰の規定もあるため、単なる行政手続きにとどまらないことに留意しなければならず、特に排出許可の事後管理が重要であると述べた。環境保護税では、概要から排出量計算方法、課税計算方法、申告、減税対象、従前の排出費制度との比較、罰則などについて解説がされ、第2次全国汚染源全数調査（2018年～2019年）や汚染排出許可証の全網羅（2020年）により、納税対象企業は今後増加していくであろうと見解が述べられた。

続いて、大気、水、産業廃棄物、土壌など要素別に環境制度の紹介や特徴、対策が講じられた。

最後に、日系企業の対応で留意する点として、環境制度改革が続いており、法令順守・フォローアップが大きな課題であるとし、今後もVOC、危険廃棄物・騒音、環境保険等が引き続き改革の焦点となり、同時に排水許可、食堂油煙、生活ゴミ分別、実験室管理に至るまで規制がかかるようになる中で企業における規制対応もより難しくなるが、第3者コンサルの活用や、各種政策対象企業リスト、自社の環境アセスメント文書や排出許可証副本などをしっかりと整理した上で、自社の実態把握をすることが益々重要になると述べられた。

本セミナーでは15名が動画視聴を行った。

交流記録

＜深圳市駐日経済貿易代表事務所＞

12月16日(木)、田常浩・深圳市駐日経済貿易代表事務所首席代表一行3名が当センターを訪れ、大野専務理事兼事務局長と中村業務グループ課長が対応した。

新型コロナの影響により、中国の駐日事務所の中には、常駐代表者が不在だったり、事務所を閉鎖するところもあり、日常の連絡が途絶えがちになっている中で、久しぶりに同事務所との交流を行うことができた。

深圳市は、11月16日に東京で「深圳グローバル投資促進プロモーション大会2021日本分大会」を開催しており、コロナ禍の中、オンライン形式であったが盛大に開催された。当センターは同イベントに後援協力を行っており、田首席代表より協力に対し謝意が伝えられた。

また、これまで来名する機会に恵まれなかったが、日本のモノづくりの中心地であり、深圳市の各産業との協力の潜在力は大きく、今後も交流を深めて行きたいとの話があった。

当センターも過去に自動車産業、港湾物流などの視察・交流を行っており、BYDやファーウェイが所在する深圳市には注目してきた経緯があり、アフターコロナにより往来・交流が活性化することを見すえて、協力を依頼した。

田　常浩　深圳市駐日経済貿易代表事務所
　　首席代表
冷岡倍華　　〃　　副所長
岩佐　豊　　〃　　駐日代表

1月以降の行事案内

主催セミナー

「中国の定年制と再雇用に関する法的な課題」

日　時：2月17日(木)15：00 ～ 16：30
会　場：オンライン開催
講　師：清原　学　株式会社名南経営コンサルティング　人事労務コンサルティング事業部　シニアコンサルタント
参　加：70名(先着順)会員限定

後援行事

「日中ビジネスセミナー　～正しい分析、正しい理解、正しい予測を可能にする方法とは？～」

日　時：第1部　日中異文化理解
　　1月18日(火)13：00 ～ 17：00
　　第2部　習近平の中国：国内事情と外交戦略
　　1月25日(火)13：00 ～ 17：00
会　場：オンライン開催
講　師：三潴正道　麗澤大学名誉教授
参　加：東海日中貿易センター会員無料
主　催：㈱グローヴァ

後援行事

「新春特別企画　第33回拡大中国ビジネス実務セミナー」

日　時：2月3日(木)、4日(金)、9日(水)、10日(木)
　　1限 10：00 ～ 11：30
　　2限 13：00 ～ 14：30
　　3限 15：00 ～ 16：30
会　場：オンライン開催
参　加：有料
主　催：日中投資促進機構

後援行事

「中国律師が語る、日中間におけるECビジネス上の法律問題」

日　時：1月26日(水)15：00 ～ 17：00
会　場：オンライン開催
講　師：呉征　中国弁護士
　　上海錦天城法律事務所　高級パートナー
参　加：無料
主　催：愛知県弁護士会

寄稿

判例考察の見地から中国法の解説

-中国における会社解散･清算法規の沿革と現状実務-「会社の破産清算」を中心に(1)

上海市華鑫法律事務所
弁護士　高秀智、高華鑫

前号までは、外商投資会社の解散・清算の法的根拠の変遷を概括し、最近の裁判例を通じて、外商投資会社の裁判上の解散・自主清算について説明した。今号以降は、具体的な事例を通じて、企業の清算のもう一つの重要な形態である、外商投資会社の破産清算に焦点を当てる。

外商投資会社の清算は、「普通清算」、「特別清算」、「破産清算」の3種類に分類される。 その中でも「普通清算」は、完全に企業の自主性に基づいており、企業自体の自主性を最大限に保証するものである。

「特別清算」は、かつて「外商投資企業清算弁法」(1996年実施、2008年失効)の特別章に規定された特別清算制度で、企業が自ら清算委員会を組織して清算を実施できない場合、または通常の清算規定による清算に重大な支障がある場合に、企業の最高意思決定機関・投資家・債権者は企業認可官庁に特別清算を申請することができる。すなわち、裁判所が直接清算プロセスを実施せず、裁判所が清算委員会を指定し、清算委員会が実施する非破産的な清算である。

これに対し、外商投資会社が深刻な損失を被り、または債務の弁済ができなくなった場合や債務超過に陥った場合の裁判所主導の企業清算手続きである「破産清算」は、特別法(企業破産法)に基づき行われ、手続きが厳格であり司法的強制力が大きい。

外商投資会社の破産・清算手続きは、従来は「特別条項があればそれに従う、特別条項がない場合は企業破産法に基づいて行う」とされてきた。しかし、2020年に中華人民共和国外商投資法が公布され、外商投資会社の解散・清算のために特別法を個別的に適用する時代は終わり、外商投資会社の破産手続きに企業破産法を適用することになった。つまり外商投資会社の破産・清算手続きは新たな基本的かつ統一的な法的根拠を持つに至った。

筆者らは以前、本誌2020年11月号(2年半にわたる会社法シリーズの第13回目)で、会社解散の話題の最終回として、新型コロナウイルス禍での破産清算の実務運用の変化点と破産清算のプロセスにおける専門的な問題点の概要をまとめた。

本号では、中国の破産制度の発展による外商投資会社の破産清算実務の法的根拠の変化を確認し、破産清算の6つの重要手続きの具体的な運用を解説する。そして次号では最近の実際の破産事例を材料に、企業破産事件で紛争が生じやすい主な法律問題について解説する。

一. 外商投資会社の破産清算に関する法的根拠の変移

一般に「破産清算」は、破産に関する専門的な法律が適用される。 そして、中国の破産法の歴史は、1988年から施行された「中華人民共和国企業破産法(試行案)」と、2007年から施行された「中華人民共和国企業破産法」の2期に分けられる。それに伴い、外商投資会社の破産清算に対する中国破産法の適用も以下のように変化している。

外商投資会社の破産清算における中国破産法の適用について

段階	法的根拠
①1988年～ 1991年	「中華人民共和国企業破産法(試行)」が存在していたが、 適用は出来なかった
②1991年～ 2007年	「中華人民共和国企業破産法(試行)」を適用
③2007年～現在	「中華人民共和国企業破産法」を適用

①1991年以前は、外商投資会社の破産清算の法的根拠が存在しなかった。

「中華人民共和国企業破産法(試行)」は1988年に施行されたが、当時の経済状況から、この法律は中国

国内の中国企業にのみ適用されるものであった。当時、中国の外商投資会社には、破産清算を行う法的根拠が無く、破産申請も破産清算もできない状態だった。

②1991年から2007年まで、外商投資会社の破産清算に「中華人民共和国破産法（試行）」が適用されるようになった。

1991年、「中華人民共和国民事訴訟法」は「企業法人の債務返済のための破産手続き」の特別章を導入し、すべての法人型企業を破産法の制度に取り込んだため、中華人民共和国破産法（試行）の実施対象が広がり、外資系企業の破産法適用が可能になった。

1991年に上海で「上海市外商投資企業清算条例」が、そして1993年に北京で「北京市外商投資企業清算条例」が制定され、外商投資会社の清算は普通清算と特別清算に分けられると規定し、「普通清算において重大な障害が生じた場合、債権者または清算委員会は原承認機関（法人設立時の承認機関）に対して申請し、承認されれば特別清算手続きに移行することができる」とされた。またこれ以外にも、「企業法人が重大な損失が生じ、その債務を期限通りに決済できない場合、債権者または債務者がその債務を支払うために人民法院に破産宣告を申請し、人民法院が企業の破産実施を宣告し、その破産清算は『中華人民共和国民事訴訟法』19章の規定に従って処理されなければならない」とも規定されている。

上記の地方規則の実施により、特別清算は普通清算と破産清算の間の特殊な清算制度となった。特別清算制度が実施されるのは、通常、会社が法的に解散した場合、または会社が営業停止状態にあるにもかかわらず清算を行わないまたは清算委員会の設立が困難な場合、または清算委員会を設立しても有効な決議ができない場合に債権者または清算委員会が裁判所に清算手続きの進行促進のための介入を要請する場合に行われる。 特別清算は、破産清算の典型的な特徴を有することから、「破産防止制度の一種」あるいは「破産制度に類似した制度」とも考えられている。 外商投資会社の清算に破産法が適用できなかった初期の段階では、特別清算が破産清算の代替案となった。

1996年7月、国務院の承認を得て、対外貿易経済部は「外商投資企業清算弁法」を公布し、上記の地方規則の立法内容を採用し、外商投資会社の3種類の清算の法的根拠を規定し、3つの清算方法において「資産が債務を返済できない」を破産条件として明確に分類した。

③2007年から現在に至るまで、外商投資会社の破産清算は「中華人民共和国破産法」の適用を受けるようになった。

2007年6月1日から、「中華人民共和国企業破産法」が「中華人民共和国企業破産法（試行）」に代わり、同時に「中華人民共和国民事訴訟法」第19章「企業法人の債務返済のための破産手続き」が削除され、企業法人の破産は中華人民共和国企業破産法が統一的に適用されるようになった。

2008年に「外商投資企業清算弁法」が廃止され、外商投資会社の特別清算に関する明確な法的根拠は存在しなくなり、「中華人民共和国会社法」第184条（注1）に一定の適用の可能性が残されているに過ぎない。企業破産法の正式施行と相まって、外商投資会社のうち、自ら清算を実施することができない企業、清算ができない場合の紛争を訴訟で解決する企業、債務超過の場合は裁判所に破産を申請することがほとんどとなり、特別清算は少ない物になってきている。

2008年、商務部は「商務部弁公庁の法に基づき外商投資企業解散と清算業務を実施することについての指導意見」と「国家工商行政管理局及び商務部の外商投資会社の解散と登録抹消の管理に関する問題についての通知」を発表し、これにより外商投資会社の解散と清算に関する法律は、「中華人民共和国会社法」、「中外合弁経営企業法実施条例」、「中外合作企業法実施条例」、「外国投資企業法実施条例」及び「中華人民共和国の会社登録と管理に関する規則」に散見されることとなった。

この状況は、2020年に「中華人民共和国外商投資法」が施行されるまで解消されることはなかった。「外商投資法」の施行後、外資系企業の組織と管理に関する特別規定が廃止され、完全外資系企業（外商独資）と外資系合作企業の組織形態、制度、活動指針は「会社法」と「合弁企業法」の適用を受け、中国の国内企業のものと完全に一致するようになった。 この

注1「中国会社法」第184条：期限内に清算委員会を設立しない場合債権者の申請を経て、人民法院は清算委員会を組織し清算を行う

ように、「中華人民共和国企業破産法」は、外商投資会社の破産清算の直接的な法的根拠となっている。

同時に、破産制度をさらに改善するため、最高人民法院は2011年、2013年、2019年にそれぞれ「最高人民法院の『中華人民共和国企業破産法』の適用に関するいくつかの問題に関する規定」（一）、（二）、（三）を公布し、企業の破産・清算実務の法的根拠を充実させた。また、近年の中国経済情勢の著しい変化に伴い、中国企業破産法も大幅な更新・改正が行われている。

上記の外商投資会社の破産・清算手続きの法的根拠は、「法的根拠がない」から「選択的に適用する」に、そして中国の国内企業・外商投資会社共に「普遍的に適用する」に発展するまで30年余りの歳月を要した。破産清算制度は、原則として特別な破産関連法規に基づくべきであるが、2020年の外商投資法施行以前の中国では外商投資会社には特別な法律法規体系が適用されていたため、外商投資会社の破産清算手続きにおいても、特別法の適用から一般法の適用と変化の過程を経たものとなる。

二．現行外商投資会社破産清算実務手続きに関する解説

現行の「企業破産法」規定に基づき、外商投資会社の破産手続きは破産申請を受理した裁判所主導の下で進められる。そのうち、6つの重要なステップがある。

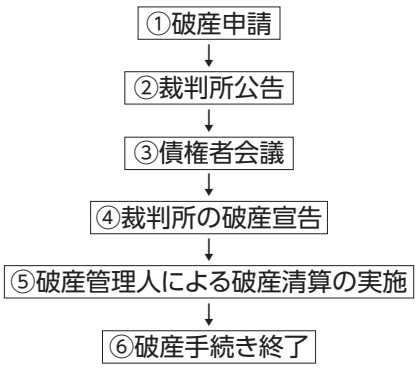

下記に上記6項目の実務における手続きについて解説する。

①破産申請

破産法第2条の規定に基づき、主に以下の2つの状況の場合、破産申請することができるとされている。1つは企業が期限を迎えた債務を返済することができず資金も債務返済に足りない場合、もう1つは企業が期限を迎えた債務を返済することができないと同時に明らかに返済能力に欠ける場合である。

同時に、「企業破産法」第7条の規定によると、企業の破産に関して裁判所に申請する権利を有する者は、以下の2主体である。

i. 企業が債務者として債務を返済することができず、また資産額が全ての債務を完済するのに十分でない、または支払い能力が明らかに不足している場合、企業は自身で裁判所に対して破産の申請をすることができる。

ii. 企業が債務を返済できない場合、その債権者は企業の破産を裁判所に対して申請することができる。

「企業破産法」第8条の規定に基づくと、破産申請人は企業破産申請を書面にて提出しなければならない。債務者本人が提出する場合、裁判所へ財産状況説明、債務リスト、債権リスト、財務会計報告や従業員処遇法案及び従業員給与の支払いと社会保険の納付状況について提出しなければならない。

②裁判所公告

裁判所は破産申請を受取り、受理すると決定した場合、破産受理について書面にて破産申請人及び被申請人へ通知し、破産企業、裁判所公告欄及び国家、地方にて影響力のある新聞にて企業破産受理公告を掲載し、破産企業の債権者を収集し債権を申告してもらい、破産管理人を指定する。

破産管理人は所轄官庁や役所、または法律事務所、会計事務所、破産清算会社などの社会仲介業者で構成される。破産管理人は企業資産、印鑑及び帳簿、社内文章などの引き継ぎ、企業の債権債務の整理、債権者大会の招集、企業資産の処分などを行う。

破産企業へ貼られる公告の一例は以下の通り。

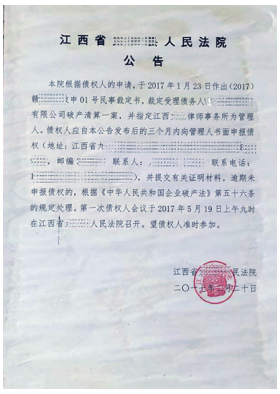
江西省 人民法院
公 告

本院根据债权人的申请，于2017年1月23日作出（2017）赣 1申01号民事裁定书，裁定受理债务人 有限公司破产清算一案，并指定江西 律师事务所为管理人。债权人应自本公告发布后的三个月内向管理人书面申报债权（地址：江西省九 邮编： 联系人： 联系电话： ），并提交有关证明材料。逾期未申报债权的，根据《中华人民共和国企业破产法》第五十六条的规定处理。第一次债权人会议于2017年5月19日上午九时在江西省 人民法院召开。望债权人准时参加。

江西省 人民法院
二〇一七年 十日

同時に、破産の可能性がある企業は自身で企業の帳簿、資料、印鑑を処分してはならず、企業財産を隠匿、私的に処分、譲渡、売却してはならない。同

時に直ちに債務返済を停止し、口座開設銀行での決済活動を停止しなければならない、但し裁判所から許可を得た場合を除くとされている。

③債権者会議

債権者は裁判所公告から3か月以内に裁判所へ債権を申告し、裁判所は申告債権について登録する際、債権者名、住所、銀行口座、申告債権金額、債権申告に関する証拠、財産担保状況、申告時間、連絡方法及びその他必要な状況について記載しなければならない。

債権を申告した債権者は債権者会議を招集し、債権者会議代表は裁判所が議決権を有する債権者の中から決定する。第一回債権者会議は裁判所が破産案件を受理したとの公告をした日から3か月の期限満了後、裁判所が招集して主催する。

債権者会議は以下の権限を行使する：

(一)債権者の債権を監査
(二)裁判所に対して管理人の交代を申請し、管理人に支払われる費用及び報酬を確認
(三)管理人の監督
(四)債権者委員会メンバーの任命、交代の申請
(五)債務者の事業継続または営業停止の決定
(六)再編計画の承認
(七)和解協議の承認
(八)債務者の資産管理計画の承認
(九)破産財産の競売案の承認
(十)破産財産の分配計画及びその他関連事項の承認

債権者会議において、債権者は破産管理人が作成した債務者財産管理方案について議決を行うこともできる(詳細は以下の通り)。

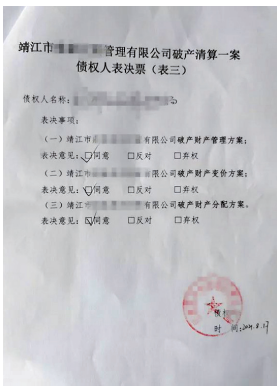
靖江市[redacted]管理有限公司破产清算一案
债权人表决票（表三）

债权人名称：[redacted]

表决事项：

（一）靖江市[redacted]有限公司破产财产管理方案；
表决意见：☑同意 □反对 □弃权
（二）靖江市[redacted]有限公司破产财产变价方案；
表决意见：☑同意 □反对 □弃权
（三）靖江市[redacted]有限公司破产财产分配方案。
表决意见：☑同意 □反对 □弃权

债权人
时间：2021.8.17

債権者会議にて破産財産の処理と分配について、会議に出席している議決権を有する債権者の過半数の同意にて可決され、それぞれの代表する債権額は財産担保が無い債権で総額の半数以上を占めなければならない。債権者会議にて和解協議草案を可決する場合、財産担保がない債権で総額の3分の2以上の同意を占めなければならない。

1回目の債権者会議招集後、複雑な債権債務関係に関連する、または和解協議、再建計画を協議していて、その後も債権者会議を再招集しなければない場合、破産管理人が組織し進める。破産管理人の発布する債権者会議通知書は以下のようなものになる。

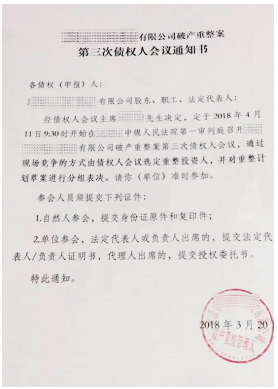
[redacted]有限公司破产重整案
第三次债权人会议通知书

各债权（申报）人：
[redacted]有限公司股东、职工、法定代表人：
经债权人会议主席[redacted]先生决定，定于2018年4月11日9:30时开始在[redacted]中级人民法院第一审判庭召开[redacted]有限公司破产重整案第三次债权人会议，通过现场竞争的方式由债权人会议选定重整投资人，并对重整计划草案进行分组表决。请你（单位）准时参加。
参会人员须提交下列证件：
1.自然人参会，提交身份证原件和复印件；
2.单位参会，法定代表人或负责人出席的，提交法定代表人/负责人证明书，代理人出席的，提交授权委托书。
特此通知。
2018年3月20

④裁判所による破産宣告

企業が期限を迎えた債務を返済できず、または再建期が満了したが和解協議に従い債務を返済できない場合、または法定事由により再建を終了する場合、裁判所が破産宣告を行う。債務者破産は公開にて宣告される。

破産の決定書は、決定した日から5日以内に企業及び管理人に送達され、債権者に対しては決定した日から10日以内に通知され、同時に公告が行われる。

裁判所による企業破産の公告は以下のようなものである。

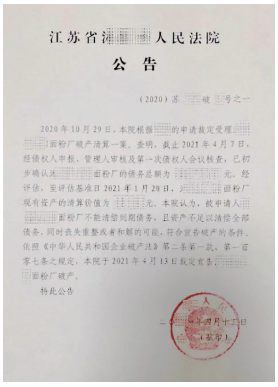
江苏省[redacted]人民法院
公 告

（2020）苏[redacted]破[redacted]号之一

2020年10月29日，本院根据[redacted]的申请裁定受理[redacted]面粉厂破产清算一案，查明，截止2021年4月7日，经债权人申报、管理人审核及第一次债权人会议核查，已初步确认[redacted]面粉厂的债务总额为[redacted]元，经评估，至评估基准日2021年1月20日，[redacted]面粉厂现有资产的清算价值为[redacted]元。本院认为，被申请人[redacted]面粉厂不能清偿到期债务，且资产不足以清偿全部债务，同时丧失重整或者和解的可能，符合宣告破产的条件。依照《中华人民共和国企业破产法》第二条第一款、第一百零七条之规定，本院于2021年4月13日裁定宣告[redacted]面粉厂破产。
特此公告
人
二[redacted]年四月十三日
（公章）

⑤破産管理人が財産の清算を行う

企業が破産宣告された後，管理人は正式に以下のような破産清算手続きを行う。

i. 破産管理人は破産清算手続きの過程で、破産財産

売却計画案を債権者大会に提出し、審議を行う。そして、債権者会議または裁判所の決定によって可決された破産財産計画に従い破産財産は売却処分される。通常の場合は競売形式によって行われる。

ii.同時に、管理人が作成した破産財産分配計画を債権者会議に提出し、審議を行う。当該分配計画が裁判所によって承認された後、破産管理人によって実施される。なお、破産財産の債務返済及び関連費用の法定清算順序については，2020年11月の寄稿にて詳細に解説しているため、ご参照いただきたい。

⑥破産手続き終了

破産人に分配可能財産がない、または破産人の破産財産が既に分配完了した場合、管理人が裁判所へ分配状況を報告し、裁判所へ破産手続きの終了を申請する。

裁判所は管理人の報告及び破産手続き終了申請を受領後、破産手続き終了規定に符合すると考える場合、15日以内に破産手続き終了裁定を行わなければならない。管理人は破産手続き終了の日から10日以内に、裁判所の裁定を持って破産人の元登記所轄官庁にて登記抹消手続きを行わなければならない。

以下は「人民法院法」に掲載された某企業の裁判所による破産手続き終了公告である。

人民法院報
PEOPLE'S COURT DAILY
人民法院公告
浙江杭州市人民法院

三、まとめ

上記は筆者らが現行の「企業破産法」に基づき整理した外商投資会社破産清算の6つの主なステップに関する解説であり、企業の破産状況発生から破産申請、破産清算手続きの終了から登記抹消までの全ての手続きが含まれている。これについて、破産清算手続きはそれ以外の清算手続きとは異なる典型的な特徴がある。

1. 破産清算は裁判所が破産宣告を行った破産企業に対して実施する清算であり、企業が裁判所から破産宣告をされる前に、なお「和解手続き」や「再建手続き」にて債務返済不可という困難を解決することができる。
2. 破産清算の目的は破産債権者の利益を保護することを重視しており、管理人が破産企業の債権債務及び破産財産を整理することは破産債権の返済比率を高めるためであり、企業破産の外部関係者への影響を軽減させるためである。
3. 破産清算の過程において、清算手続きは全て管理人が実行するものであり、管理人は裁判所に対して責任を負い、報告する義務がある。つまり、破産清算を行う破産企業の最高意思決定機関は清算実施の自主決定権を既に喪失しているものとなる。

なお、破産清算の実務において、破産管理人が破産清算を行う際、破産企業、破産企業株主、破産企業債権者等と破産財産または破産債権に関連する紛争で裁判所へ訴訟を提起し、裁判所へ破産清算への介入を要求することもある。

次号において、筆者は株主の出資不足、企業破産の取消し権、破産債権申告の時効、破産債務の税優遇恩恵の優先返還等4点に関する最近の裁判例について分析、解説を行い、外商投資会社の破産清算案件においてよく起こる問題及び具体的な法的リスクについて解説する。

＜執筆者プロフィール＞

上海市華鑫法律事務所
弁護士　高秀智
華東政法大学法律学院（民商法）卒業後、慶應義塾大学大学院法学研究科博士前期課程を修め、2012年４月に上海市華鑫律師事務所に入所、対中取引、日系在華企業の企業法務を担当。

弁護士　高華鑫
上海市高級人民法院、上海市司法局での勤務を経て、1984年６月から日本の大江橋法律事務所にて勤務、外国法事務弁護士として大阪弁護士会に登録、1998年５月に上海華鑫律師事務所を開設し、対中投資、取引、仲裁、裁判事件の最前線で活躍。2016年６月に（一社）東海日中貿易センター中国法律顧問に就任。

滄州デスクNEWS（河北省）

レポーター:滄州市対日招商中心　副主任　李平

河北省商務庁主催のオンライン会議が開催

11月30日、グローバル企業を河北省の滄州、衡水に誘致する為の会議が、河北省商務庁の主催でオンライン開催された。

会議に参加した滄州市商務局の韓光普局長は、滄州市は総人口が760万人で、天津市から120㌔、北京市から240㌔と位置的な優位性があり、京津冀共同発展の上でも重要な役割を担い、また滄州市は中国で第2位の規模を誇る石炭輸出港の黄驊港を保有するなど、現代化が進む港湾都市であると紹介した。

また主な産業として、石油化学工業、パイプライン設備、機械製造、食品加工、紡績・アパレルといった伝統産業に加え、ハイエンド設備製造、新エネ・クリーンエネ、ライフ・ヘルスケア、IT、省エネ・環境保護、ゼネラル・アビエーションなど新興産業の推進に力を入れていると紹介があった。

同時に「北京・天津の若年層による起業・イノベーションの実用化拠点」、「産業用ロボットの研究開発拠点」をはじめとする10大提携プロジェクトが発表された。

内モンゴル－黄驊港の新規貨物便が始動

滄州港務集団と貨物代理運輸の安聯サプライチェーン管理（天津）有限公司（以下、安聯という）によるコンテナ貨物列車の業務提携がされ、このほど132個のコンテナを積んだ貨物列車が、内モンゴル自治区オルドス・ダラト旗駅から黄驊港駅に到着した。

本提携は、黄驊港にとって新たな物流プラットホームとなり、黄驊港の年間コンテナ取扱量が2.5万TEU増加することが見込まれている。

安聯は、内モンゴル自治区オルドス、包頭、山西省大同及びそれらを結ぶ沿線都市にネットワークを持ち、ノウハウも保有しているため、本提携により黄驊港の更なる業務拡大が期待される。

蕭山デスクNEWS（浙江省）

レポーター:蕭山経済技術開発区　投資促進局　張熹

高速鉄道　杭州－温州間が1時間に短縮へ

杭州－温州間を結ぶ高速鉄道（時速350㌔）の1期工事（全長218km）が2022年11月の完成に向けて進められている。1期工事では温州南駅から義烏駅まで結ばれ、2期工事（全長59km）で更に杭州西駅まで接続される計画となっており、2025年を目途に全行程が完成する見込み。

中国国際輸入博浙江省重大プロジェクト調印式が開催

11月5～10日に第4回中国国際輸入博覧会が上海で開催された。輸入博の初日に催された「中国国際輸入博浙江省重大プロジェクト調印式」にて、杭州交易分団は韓国大邱ライフ・ヘルスケア産業クラスタープロジェクトをはじめとする計5つのプロジェクトに相次いで調印し、総投資額は計8億3,600万㌦に達した。

地下鉄空港線の快速列車が公開

11月18日、杭州の地下鉄空港線・快速列車「中国標準地下鉄A型列車」が公開された。空港線の全長は59.14kmで、区間全17駅のうち、蕭山区内には5駅が設置される。2022年に杭州で開催される第19回アジア競技大会までに完成する予定。

常州デスクNEWS（江蘇省）

レポーター：常州国家高新技術産業開発区　商務局　副局長　馬咏梅

常州高新区、上海外高橋保税区とパートナーシップ協定を締結

11月8日、上海外高橋保税区聯合発展有限公司の李建国副総理ら一行が常州高新区を訪れ、戦略的パートナーシップ協定が締結された。

李副総理は、「上海外高橋保税区は1993年に設立され、現在までの約30年間で4万社余りの企業が進出を果たした。弊区はバイオ医薬、医療機器、スマート製造などの産業が形成されている。一帯一路、長江経済ベルト、長江デルタ地域の経済一体化、長江デルタ都市群などの国家戦略に呼応すべく、優位性の相互補完、リソースの共有を実現したい」と述べた。

常州高新区の馬副局長は、「常州高新区は1992年に設立されて以降、ハイエンド製造業の発展に努め、「2つの特別（ソーラースマートエナジー、カーボンファイバー及び複合素材）、3つの新（新エネ車・自動車コア部品、新医薬・医療機器、次世代情報技術）、1つの現代（ハイエンドサービス業）等の産業が集積されている。上海外高橋は全体の産業において産業資源が豊富で、優位性のある産業が形成されており、弊区の産業との間でハイレベルな融合の実現が期待できる。」と述べた。

今回の協定で、上海外高橋保税区の企業が事業拡大や第2工場設立を検討する際に、常州高新区への誘致へと繋げる足掛かりとなる。

●光ガラス㈱がコロナ対策物品を寄贈

ニコンの100％子会社の光ガラス㈱（本社：秋田県、光学レンズ製造）が常州高新区新北区の三井街道（22社区を管轄）向けに新型コロナウイルス感染症対策物品の寄贈がされた。

常州市では11月3日に3名の新規感染者が出て以降、企業の生産活動を守るべくコロナ対策を徹底し、現在まで新規感染者が出ていない。

揚州デスクNEWS（江蘇省）

レポーター：揚州市経済技術開発区　招商局　杜君

サラヤ㈱が揚州に進出

サラヤ㈱（本社：大阪、衛生用品）と優佳医療集団公司の合弁による「揚州莎羅佳医療用品有限公司」の設立に向けた手続きが進められている。同社は総投資額10億元、うち登録資本金が2億元（うち外資1,500万ﾄﾞﾙ）で、揚州総合保税区内に建屋面積が6万3千㎡の工場に、ニトリル手袋（使い捨て手袋）の生産ラインを12本導入する計画となっている。フル稼働後の年間売上高は10億元、納税額は6千万元に達する見込み。

本プロジェクトの順調な着工に向けて、揚州開発区は良質・専門的・誠心誠意のサービスで許認可手続きが速やかに進むように努めていく。

1－10月　揚州港の貨物取扱量1億ﾄﾝを突破

1－10月揚州港の貨物取扱量は1億2,600万ﾄﾝに達し、コンテナ取扱量は50万TEU余となった。

コロナ禍では、揚州港で外部との接触を少なくして管理を行い、オプトエレクトロニクス素材、鋼材などをはじめ物品の荷揚げを滞りなく完成させたことで、コロナ封じ込め後の企業の順調な操業再開に繋げることができた。

揚州市は第14次5ヵ年計画期間中、揚州港の再建費として50億元の投資を見込んでおり、港湾における通貨能力の向上と、揚州の地域経済の発展に向けたサービス向上に充当される予定。

常熟デスクNEWS（江蘇省）

レポーター:常熟国家高新技術産業開発区招商局　課長　顧磊

三菱電機自動化機器製造の10周年祝賀会が開催

11月19日、三菱電機自動化機器製造（常熟）有限公司の設立10周年祝賀会が常熟高新区で開催された。同社は三菱電機㈱のFA（ファクトリーオートメーション）事業部として2011年に常熟高新区に進出し、2013年に稼働している。同社は主に製造用ロボット、NC装置、サーボモータシステムなどの製品を手掛け、自動化機器製造分野において業界トップレベルにある。

会社運営は右上がりで、現在の売上高は2013年比の7倍、従業員は同6倍に増加しており、常熟高新区における日系企業の成功例となっている。

常熟高運特来電充電網科技有限公司が開業

11 月9日、高新産城公司、交投能源公司、特来電股份公司の共同出資による新エネルギー充電ネットワークプロジェクトとして設立された「常熟高運特来電充電網科技有限公司」が、このほど常熟高新区で正式に開業した。

出資者の特来電新能源股份有限公司（本社：青島）は、充電設備製造の業界大手で国内シェア40％を占めている。常熟市内には既に同社による公共の直流（DC）EV用急速充電ステーションが15 ヵ所、急速充電スタンドが132基導入され、1日あたりの充電量は3万kWh余りに上っている。

同社の計画では、今後2年以内に常熟市の区内を中心にEV用急速充電ステーションを50 ヵ所導入予定となっている。

江門デスクNEWS（広東省）

レポーター:崖門新財富環保産業園　招商部日系企業担当　劉岩

RCEPの発効で江門市の貿易企業に追い風

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定が2022年1月1日より発効する。対象国はRCEPの批准手続きが完了した日本、中国、オーストラリア、ニュージーランド、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナムの10 ヵ国。

1－10月、江門市の対RCEP加盟国との貿易総額は前年同期比18.5％増の303億8千万元となり、全体の21.1％を占めた。RCEPの発効により、他の締約国の原産材料（RCEP協定の原産品（第3.2条）の要件を満たす産品又は材料）を自国の原産材料とみなすことができる「モノの累積」が採用できるなどのメリットがあり、またRCEP加盟国間における産業チェーンの強化により、江門市の家電や新エネルギーバッテリーなど多くの産業チェーンの拡大が期待できる。またRCEPは最終的に90％以上の貿易貨物がゼロ関税となる見込みで、競争力や利益の拡大に繋がるものと期待されている。

先進製造業都市ランキングで江門市が63位に

工業情報化部に属する中国電子情報産業発展研究院が2021年版・先進製造業都市ランキングトップ100を発表し、広東省からは10都市が選出され、うち江門市は63位にランクインした。

本ランキングは、イノベーション力、発展の融合性、経済の牽引度合、ブランド力、エコロジーの5つの観点から27項目の指標から分析されており、293都市が対象となっている。

工業都市として知られる江門市の工業基盤は厚く、24の国家級産業基地と6つの省級産業基地を保有しており、「広東省製造業の質の高い発展第14次5 ヵ年計画」では全部で20の戦略的産業が各都市に配置され、4つの戦略的支柱産業と4つの戦略的新興産業で江門市が中核都市に指定されている。

中国経済データ

＜ご注意＞
伸率は前年同期比を％で表示。減少は▲または－で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

本の対中貿易（日本側統計）

単位：億円、％

年月	輸出		輸入		差引	
	金額	伸率	金額	伸率	金額	備考
2014年	133,815	6.0	191,765	8.6	▲58,238	赤字拡大
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字縮小
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年	146,814	▲7.7	184,337	▲3.9	▲37,523	赤字拡大
2020年	150,811	2.7	174,684	▲5.2	▲23,873	赤字縮小
2021年11月	15,772	16.0	19,793	17.2	▲4,021	赤字拡大
2021年1-11月	162,604	20.2	184,447	16.0	▲21,843	赤字縮小

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

11月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

			金額	構成比
輸出	総額		73,671	100.0
	内訳	アメリカ	12,991	17.6
		ＥＵ	6,527	8.9
		アジア	42,975	58.3
		うち中国	15,772	21.4
輸入	総額		83,218	100.0
	内訳	アメリカ	8,558	10.3
		ＥＵ	8,849	10.6
		アジア	39,193	47.1
		うち中国	19,793	23.8

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

11月の主な増減品目

単位：％、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1	半導体等製造装置	52.1	3.2
		2	半導体等電子部品	25.3	1.7
		3	鉄鋼	47.3	1.5
輸入	増加	1	衣類・同付属品	28.6	2.0
		2	有機化合物	102.4	1.6
		3	非鉄金属	163.5	1.2
	減少	1	通信機	▲27.9	▲5.0

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、％

年月	輸出			輸入			差引	
	金額	伸率	全国比	金額	伸率	全国比	金額	備考
2014年	25,217	5.5	18.8	22,515	7.4	11.7	2,702	黒字縮小
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年	28,217	▲8.0	19.2	22,086	▲6.6	12.0	6,131	黒字縮小
2020年	29,531	4.6	19.6	19,043	▲13.8	10.9	10,488	黒字拡大
2021年11月	2,946	6.5	18.7	2,280	33.6	11.5	666	黒字縮小
2021年1-11月	30,609	15.3	18.8	21,096	21.3	11.4	9,513	黒字拡大

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆
※名古屋税関管内　国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港：中部空港、静岡空港

11月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

			金額	構成比
輸出	総額		17,349	100.0
	内訳	アメリカ	4,690	27.0
		ＥＵ	1,824	10.5
		アジア	6,927	39.9
		うち中国	2,946	17.0
輸入	総額		9,374	100.0
	内訳	アメリカ	825	8.8
		ＥＵ	923	9.8
		アジア	5,117	54.6
		うち中国	2,280	24.3

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

11月の主な増減品目

単位：％、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1	電気計測機器	42.2	1.4
		2	半導体等電子部品	54.9	1.1
		3	半導体等製造装置	127.8	1.0
	減少	1	原動機	▲37.2	▲1.9
		2	自動車の部分品	▲7.3	▲1.5
輸入	増加	1	衣類及び同付属品	42.9	3.4
		2	有機化合物	129.6	3.0
		3	無機化合物	167.2	2.9
	減少	1	がん具及び遊戯用具	▲49.6	▲1.8

出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

中国への輸出額の月別伸率（%）

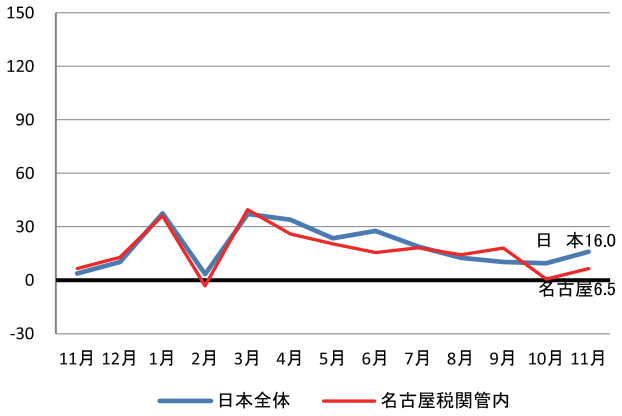

中国からの輸入額の月別伸率（%）

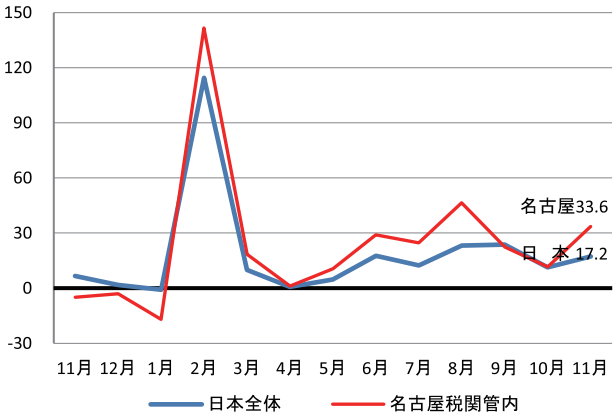

日本の輸出における中国構成比の推移（%）

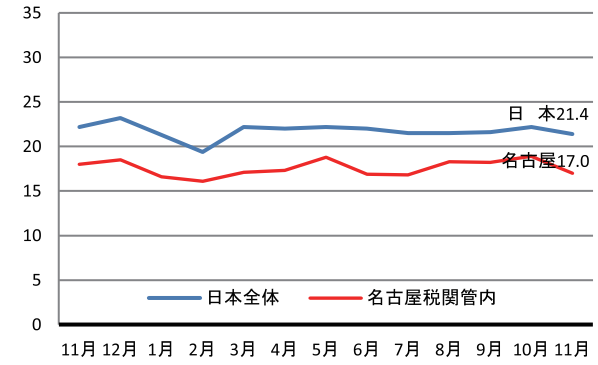

日本の輸入における中国構成比の推移（%）

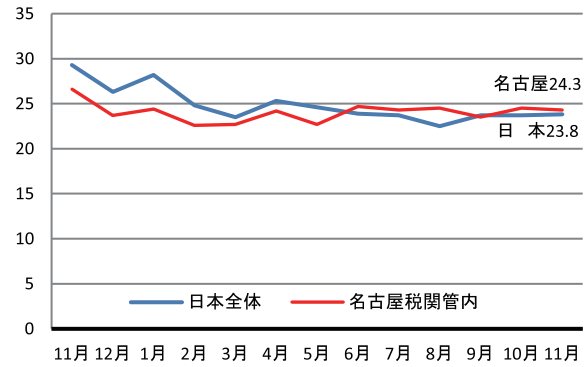

中国の貿易

単位：億ドル（金額）、％（伸率）

年月	輸　出		輸　入	
	金　額	伸　率	金　額	伸　率
2015年	22,766	▲2.8	16,821	▲14.1
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年	24,984	0.5	20,769	▲2.8
2020年	25,907	3.6	20,556	▲1.1
2021年11月	3,255	22.0	2,538	31.7
2021年1-11月	30,265	31.1	24,447	31.4

出所：中国税関総署

中国の外資導入

単位：件（件数）、億ドル（金額）、％（伸率）

年　月	件　数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2015年	23,778	11.8	1,262.7	5.6
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年	40,888	▲32.5	1,381.4	2.4
2020年	38,570	▲5.7	1,443.7	4.5
2021年11月	N/A	N/A	N/A	N/A
2021年1-11月	N/A	N/A	1,572	21.4

出所：中国商務部　※金融セクターを除く。
（一部、商務部のデータを参考に独自算出）

中国対外貿易の月別伸率（%）

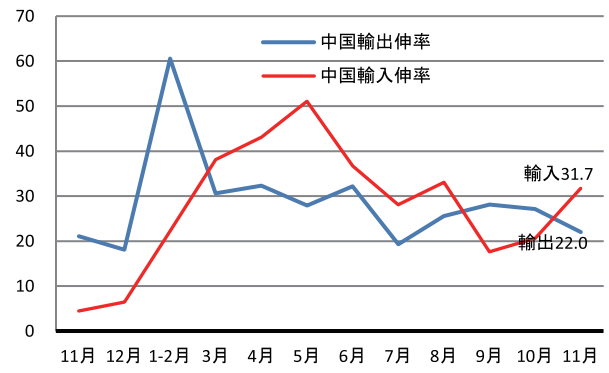

中国外資導入の伸率（%）

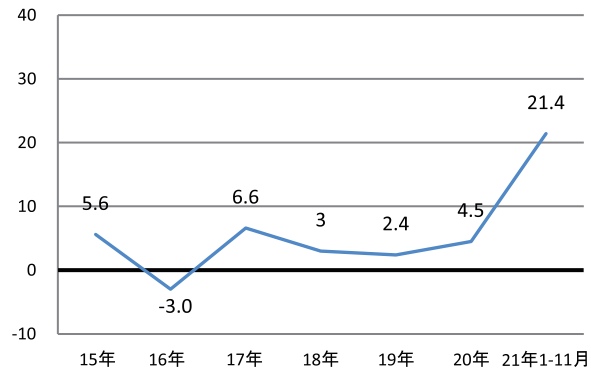

中国の物価動向

消費者物価指数ＣＰＩ（%）

	11月	1-11月
消費者物価指数	2.3	0.9
うち都市	2.4	0.9
農村	2.2	0.6
うち食品	1.6	▲1.4
食品以外	2.5	1.4
うち消費財	2.9	0.9
サービス	1.2	0.8

出所：中国国家統計局

工業生産者物価指数ＰＰＩ（%）

	11月	1-11月
工業生産者物価指数（ＰＰＩ）	12.9	7.9
うち生産資材	17.0	10.4
うち採掘	60.5	33.5
原材料	25.0	15.4
加工	10.1	6.5
生活資材	1.0	0.3
うち食品	1.6	1.4
衣類	1.2	▲0.3
一般日用品	1.4	0.4
耐久消費財	0.1	▲0.7
工業生産者仕入物価指数	17.4	10.7
うち燃料、動力類	43.8	19.1

※工業生産者物価指数（ＰＰＩ）＝出荷価格指数＝卸売指数
出所：中国国家統計局

ＣＰＩ、コアＣＰＩ、ＰＰＩの月別推移（%）

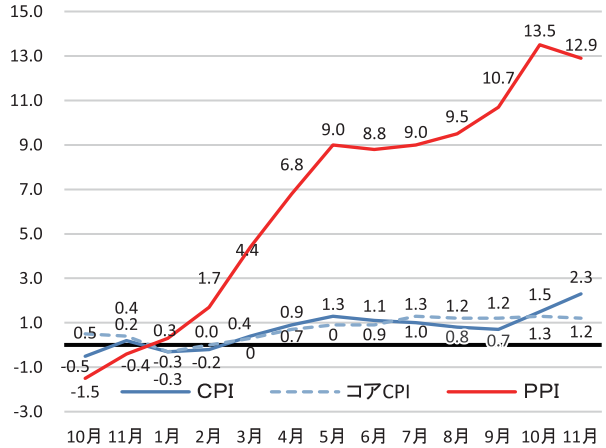

※コアCPIとは食品とエネルギーを除いたもの。

中国の消費財小売総額の伸率（%）

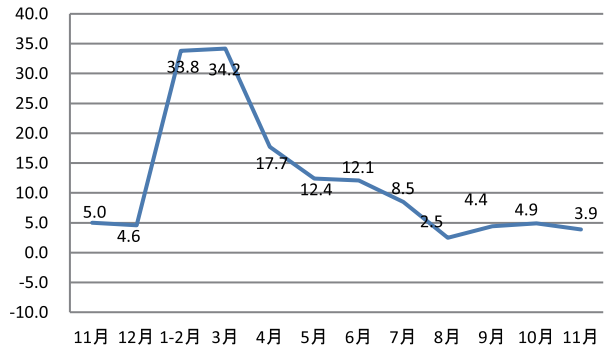

出所：中国国家統計局

中国の景気先行指数

製造業ＰＭＩ

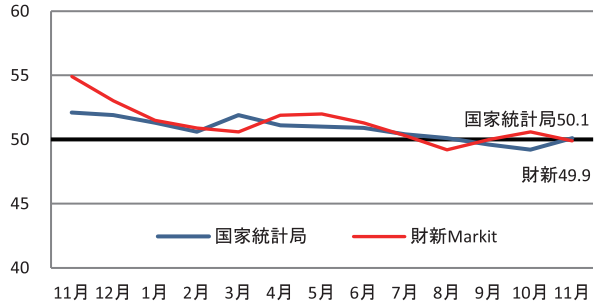

※製造業ＰＭＩ＝製造業購買担当者景気動向指数
景気後退＜50＜景気拡大

非製造業（サービス業）ＰＭＩ

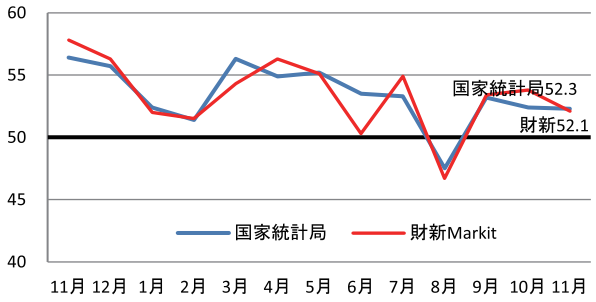

中国の固定資産投資

1-11月分の固定資産投資

		投資額（億元）	伸率（%）
固定資産投資		494,082	5.2
産業別	第一次	12,926	9.3
	第二次	151,028	11.1
	第三次	330,128	2.5
地域別	東　部	N/A	6.6
	中　部	N/A	11.0
	西　部	N/A	4.4
	東　北	N/A	5.7

固定資産投資の伸率（%）

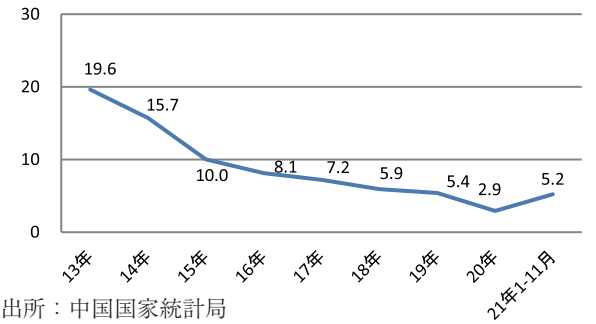

出所：中国国家統計局

中国の不動産開発投資の伸率（%）

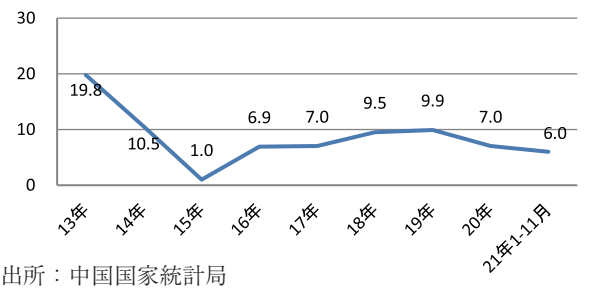

出所：中国国家統計局

中国の工業

工業付加価値の伸率(%)

	11月	1-11月
一定規模以上の工業生産	3.8	10.1
内訳　鉱業	6.2	5.1
製造業	2.9	10.4
電気・ガス・熱・水生産供給業	11.1	11.9
内訳　国有企業	3.6	8.5
株式制企業	4.5	10.4
外資系企業	1.9	9.5
私営企業	3.9	10.9

出所：中国国家統計局

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)

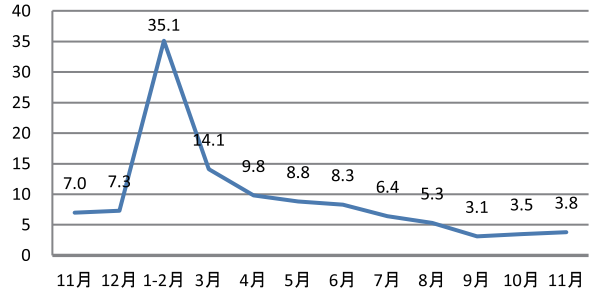

出所：中国国家統計局

一日当たりの発電量の月別伸率(%)

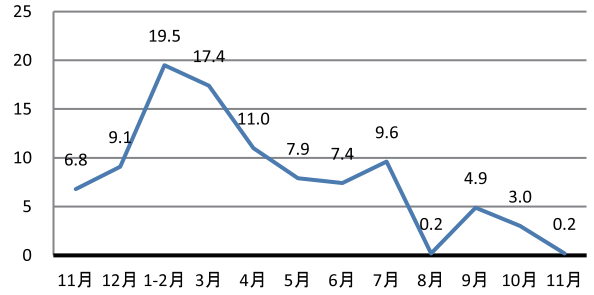

出所：中国国家統計局

粗鋼生産量の月別伸率(%)

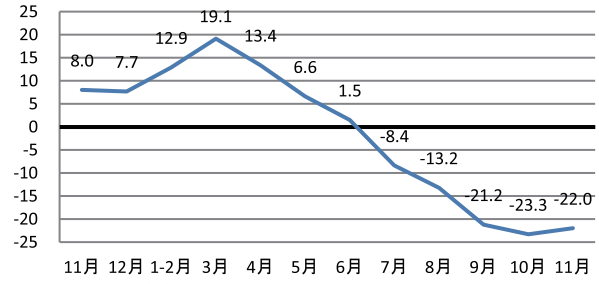

出所：中国国家統計局

中国の財政収入の伸率(歳入、%)

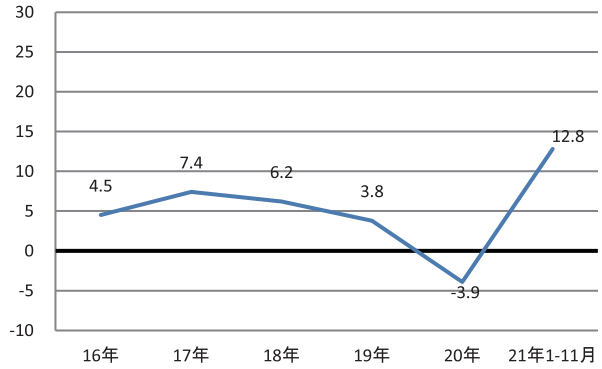

出所：中国財政部

中国の自動車販売台数

台数：万台

年月	自動車	乗用車	商用車
2015年	2,460	2,115	345
2016年	2,803	2,438	365
2017年	2,887	2,471	416
2018年	2,808	2,371	437
2019年	2,576	2,144	432
2020年	2,531	2,018	513
21年11月	252	219	33
21年1-11月	2,349	1,906	443

出所：中国汽車工業協会
※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

自動車販売台数の月別伸率(%)

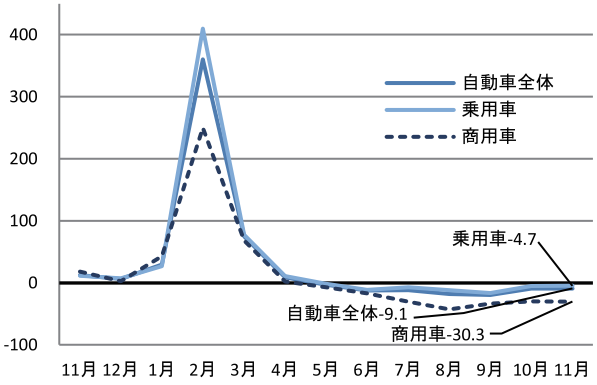

日系乗用車のシェア推移(%)

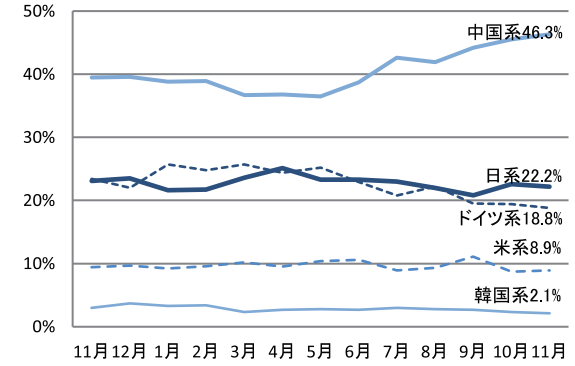

出所：乗用車市場信息聯席会

日本の工作機械外需統計

外需全体の受注額と中国からの受注額

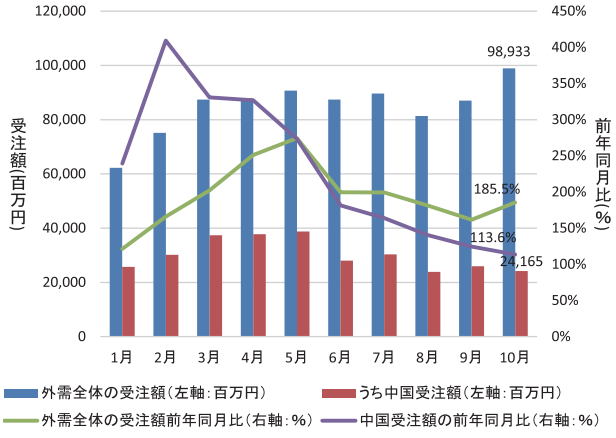

出所：日本工作機械工業会

〈中国短信〉

◆ネットワークデータ安全管理条例のパブコメ発表

中国国家インターネット情報弁公室（CAC）は11月14日、「ネットワークデータ安全管理条例」のパブリックコメントを発表した。意見公募は12月13日まで。

条例は国内の個人・組織のデータを保護することを目的とし、近年施行された「インターネット安全法」、「データ安全法」、「個人情報保護法」を補完する役割がある。

＜主な内容＞

・以下の場合、国内の個人・組織（企業・団体など）のデータを処理する中国国外の活動にも適用される。

①中国国内向けに製品またはサービスを提供する場合

②国内の個人・組織を分析・評価する場合

③国内の重要データの処理に及ぶ場合

④その他、法律・行政法規で規定された場合

・国はデータの分類・等級保護制度を整備。重要度が軽いものから「一般データ」「重要データ」「核心データ」に等級付け。

・各地区、各当局（部門）がそれぞれの「重要データ」「核心データ」をリスト化し、CACに報告。

・中国国外へ提供するデータに重要データが含まれる場合、CACが実施するデータ国外提供安全評価（関連弁法のパブコメが10月29日に公表済）に合格することが必要。

◆再エネ発電容量、テラの大台に

中国の再生可能エネルギーの発電容量が10月末時点で1,002ギガワット（GW）と、1テラワット（TW、＝1,000GW）の大台に乗った。

今回の発表は中国国家エネルギー局が公表したもので、再エネの発電容量は全電源構成の43.5％を占め、2015年末より容量は倍増し、電源構成比は10.2ポイント拡大した。

内訳は、水力385GW、風力299GW、太陽光282GW、バイオマス35.34GWであった。

仏シンクタンクREN21（21世紀のための自然エネルギー政策ネットワーク）によると、中国は2020年末時点で、再エネ発電容量が2位以下を大きく放し世界一となっているが、人口一人当たりでは23位という。

◆国家独占局が発足

11月18日、独占禁止法を担当する「国家独占禁止局」（中国語：国家反壟断局）が正式に発足した。これまでは国家市場監督管理総局内の一部局だったが、格上げとなった。

なお、中国の独占禁止法関連業務は元々、国家発展改革委員会、商務部、国家工商行政管理総局（当時、現国家市場監督管理総局）が別々に担っていたが、2018年の機関改革により、国家市場監督管理総局が一括して行ってきた。

◆「環境保護総合リスト（2021年版）」が発表

中国生態環境部は10月25日、「環境保護総合リスト（2021年版）」を国家発展改革委員、工業情報化部、財務部など複数の部門に通知し、ホームページでも公表した。

総合リストは「高汚染」、「高環境リスク」の製品をまとめた「“両高”（高汚染かつ高環境リスク）製品リスト」と「環境保護重点設備リスト」の2つで構成される。

「両高製品リスト」は合計932品目あり、うち高汚染製品326品目、高環境リスク製品が223品目、“両高”製品383品目。リストの製品は、過去にも輸出増値税の還付不可となる等、生産や輸出に不利となることがあった。

「環境保護重点設備リスト」は79品目で、掲載された設備を購入する企業は税優遇を享受できる場合がある。

総合リストは2007年の初公開以降、更新を繰り返し、今回は2017年以来の更新だった。新たに「両高製品リスト」に47品目（石油コークス、酸化水素、ビスフェノールA等）、「環境保護重点設備リスト」に土壌汚染防止設備の7品目が加わった。今回の通知により、各部門の今後の政策動向が注目される。

◆広東省など最賃引き上げ

このほど、広東省が12月1日から3年ぶりに最低賃金を現行の2,100元から9.5％増の2,300元に引き上げる。深圳市は1月1日から約3年ぶりに最低賃金を現行の2,200元から7.3％増の2,360元に引き上げる。深圳市は広東省とは別に最賃を決めており、広東省より60元高い設定となった。

他に内モンゴル自治区が最賃を引き上げるなど今年に入り最低賃金を改定した省（市区）は20省と半数を超えている。